



安中市 令和4年第11回定例記者発表

安中市原油価格及び物価高騰対策給付金について

市は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価高騰により、事業収入または売上総利益（粗利）が減少した事業者を支援するため、原油価格及び物価高騰対策給付金を交付します。

1. 給付対象者
 - ・ 令和4年7月1日時点において、市内に本社もしくは本店、主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む）、または安中市民のうち市外で事業を営んでいる個人事業者
 - ・ 令和3年12月1日以前から、継続して事業を営み事業収入があること（ただし、事業所の支店は除く）
 - ・ 令和4年7月から12月までの間と、前年（令和3年7月から12月）、前々年（令和2年7月から12月）、3年前（令和元年7月から12月）のいずれかの任意の1か月を比べ、事業収入又または売上総利益（粗利）が25%以上減少した月があり、年間の事業収入減少額又は売上総利益が給付金額を上回る見込みであること

※他にも条件があり、詳しくは市ホームページに掲載しています
2. 給付額
 - ①事業収入または売上総利益（粗利）の減少率が50%以上の事業者
法人：10万円、個人事業者：5万円
 - ②事業収入または売上総利益（粗利）の減少率が25%以上50%未満の事業者
法人：5万円、個人事業者：3万円

※本給付金は、1事業者あたり一度のみの給付。また、本年度、上期に事業者サポート給付金の交付を受けた事業者も、条件を満たせば支給対象になります。
3. 申請期限
令和5年2月28日（火）
※申請書、請求書、添付書類等の詳細は、市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

- ・ 産業環境部観光経済課
- ・ 担当：商工労働係
- ・ 電話：027-382-1111
- ・ 内線：2621